## 三番瀬専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 千葉県三番瀬再生計画(第3次事業計画)の推進にあたり、科学的な知見が必要となる事項について、学識経験者からの評価・助言を得ることを目的として、三番瀬専門家会議を設置する。

なお、三番瀬専門家会議は地方自治法第138条の4第3項の規定 に基づく附属機関の性質を有しない。

(評価・助言を得る事項)

- 第2条 三番瀬専門家会議において評価・助言を得る事項は、次のとおりとする。
  - (1) 干潟的環境(干出域等)の形成に関する事項
  - (2) 自然環境のモニタリングに関する事項
  - (3) その他知事が必要と認める事項

(委 員)

- 第3条 三番瀬専門家会議は学識経験者の中から知事が指名する者10 名以内で構成する。
- 2 知事は、年度毎に委員を指名する。

(会 議)

- 第4条 三番瀬専門家会議は、必要に応じて知事が開催する。
- 2 会議の円滑な進行を図るため、委員の互選により座長を選出し、座長が議事を運営する。
- 3 知事は、委員の助言を受けて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 三番瀬専門家会議の事務局は、環境生活部環境政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、三番瀬専門家会議の運営に関し 必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成29年3月31 日限りでその効力を失う。

## 平成26年度「三番瀬専門家会議」委員一覧

氏	名	所属・役職	分野
市川	忠史	独立行政法人水産総合研究センター 中央水産研究所海洋・生態系研究センター モニタリンググループ長	水産
岡安	章夫	東京海洋大学大学院 教授	海岸工学
古川	恵太	横浜国立大学 統合的海洋教育・研究センター 客員教授	海洋環境
横山	勝英	首都大学東京 准教授	河川環境
箕輪	義隆	公益財団法人日本鳥類保護連盟嘱託研究員	鳥類
村上	和仁	千葉工業大学 教授	底生生物

(敬称略)